

信州ベンチャー企業優先発注事業認定申請者（一般型） （信州ベンチャー開発認定品）を募集します

新規性や独創性がある新商品等の販路開拓に取り組む、県内の中小企業者等を支援する「信州ベンチャー企業優先発注事業」の認定申請者（信州ベンチャー開発認定品）を募集します。

この事業は、県が認定した県内中小企業者等が生産、販売、貸付又は提供する新商品又は新役務を県が随意契約で調達可能とすることによって、県内中小企業者等の育成を図ることを目的としています

1 対象者

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者及び中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号に規定する中小企業者で、県内に本店又は主な事業所を有する者。

2 対象新商品等

新規性に優れた商品又は役務で、技術の高度化、経営能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与し、県で調達が見込まれるもので、以下の要件を全て満たすものです。

（1）新商品又は新役務であること（ただし、「工事を伴うもの」、「防災用以外の飲食料品」、「医薬品」、「農水産物」、「工事における工法又は技術」を除く。）

（2）自社で生産し、かつ、申請書の提出時において販売若しくは貸付又は提供開始後原則 3 年以内のもの

（「生産」とは、開発及び製造（製造委託を含む。）することをいいます。）

（他社で開発及び製造された商品を仕入れて販売しているものは対象外です。）

※認定品については、「信州ベンチャー開発認定品」として PR していただけます。

3 募集期間

令和 2 年（2020 年）11 月 24 日（火）～12 月 8 日（火）（必着）

4 申請方法

新商品又は新役務ごとに、所定の申請書を作成の上、添付書類を添えて長野県産業労働部産業立地・経営支援課あてへ 4 部、郵送又は持参してください。信州ベンチャー企業優先発注事業認定要綱、申請書様式は、県ホームページからダウンロードできます。

県ホームページ URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/venture/shinsei.html>

【添付書類】

（1）申請者の概要がわかる資料（会社パンフレット等）

（2）直近 2 営業期間の決算書類（貸借対照表、損益計算書）

（3）新商品等の概要がわかる資料（パンフレット、写真等）

5 認定までの予定

※応募企業数に応じて、認定日が前後することがあります。

申請者の募集	11月24日（火）～12月8日（金）（必着）
新商品等に対する事前の聞き取り	12月中旬～1月中旬（予定）
認定審査会、認定	1月下旬（予定）

6 留意事項

- （1）申請受付後、新商品等に対する事前の聞き取り（現地調査）を随時行います。
※ WEB 面談や電話等によるヒアリングを実施予定。
- （2）本事業での認定により、県が新商品等の調達を確約するものではありません。
- （3）認定により県が新商品等の品質、安全性等を保証するものではありません。
- （4）認定の有効期間は認定の日から起算して3年間です。

7 申請先、問い合わせ先

長野県産業労働部 産業立地・経営支援課 中小企業支援係
〒380-8570
長野市大字南長野字幅下 692-2
電話 026-235-7195 Fax 026-235-7496
電子メール keieishien@pref.nagano.lg.jp